

自己点検シート

サービス種別	居宅介護支援
--------	--------

記入日：令和 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号				
フリガナ				
事業所名				
住 所	(〒 —)			
連絡先	電話		F A X	
	メールアドレス			
開設年月日	平成 ・ 令和 年 月 日			
指定年月日	令和 年 月 日			
管理者	職名		氏名	
記載担当者	職名		氏名	

居宅介護支援

根拠条文略称

- ①法・・・・・・・・介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）
- ②則・・・・・・・・介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）
- ③居宅基準・・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

居宅介護支援 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

個別サービスの質に関する事項						
点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
I 運営						
1 内容及び 手続の説明 及び同意	(1) 利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っていますか。	居宅基準第4条	☐	☐		
	(2) 重要事項説明書の内容に不備等はありませんか。		☐	☐		
2 指定居宅 介護支援の 具体的取扱 方針	(1) 利用者の日常生活全般を支援するため介護保険以外の保健医療・福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか	居宅基準第13条	☐	☐		
	(2) 利用者が有する能力、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）していますか		☐	☐		
	(3) アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか		☐	☐		
	(4) サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めていますか		☐	☐		
	(5) 居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族へ説明を行い、文書により同意を得ていますか		☐	☐		
	(6) 居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付していますか		☐	☐		
	(7) 定期的に居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、結果を記録していますか（月1回。30日につき1回ではない）		☐	☐		
	(8) サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか		☐	☐		
	(9) 居宅サービス計画に位置づけた個別サービスにかかる当該計画の提出を求めていますか		☐	☐		
	(10) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行って		☐	☐		
	(11) 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしていますか		☐	☐		
	(12) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか		☐	☐		

居宅介護支援 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項						
点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
I 人員						
1 従業者の員数	(1) 利用者に対し、従業者の員数は適切となっていますか。	居宅基準第2条	☐	☐		
	(2) 必要な資格は有していますか。		☐	☐		
	(3) 専門員証の有効期限は切れていませんか。		☐	☐		
2 管理者	(1) 管理者は常勤専従となっていますか。	居宅基準第3条	☐	☐		
	(2) 管理者は主任介護支援専門員ですか。		☐	☐		
	(3) 管理者が他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切となっていますか。		☐	☐		
II 運営						
1 受給資格等の確認	(1) 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認していますか。	居宅基準第7条	☐	☐		
2 運営規程	(1) 運営における以下の重要事項について定めていますか。 ☐ 1. 事業の目的及び運営の方針 ☐ 2. 職員の職種、員数及び職務内容 ☐ 3. 営業日及び営業時間 ☐ 4. 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 5. 通常の事業の実施地域 ☐ 6. 虐待防止のための措置に関する事項 ☐ 7. その他運営に関する重要事項	居宅基準第18条	☐	☐		
3 勤務体制の確保	(1) サービス提供は事業所の介護支援専門員・従業者によって行われていますか。	居宅基準第19条	☐	☐		
	(2) 資質向上のために研修の機会を確保していますか。		☐	☐		
	(3) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか。		☐	☐		
4 業務継続計画の策定等	(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じていますか。	居宅基準第19条の2	☐	☐		
	(2) 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施していますか。（年1回以上） 研修実施の有無 （ 有 ・ 無 ） 研修の開催頻度 ： 年 回 訓練実施の有無 （ 有 ・ 無 ） 訓練の開催頻度 ： 年 回		☐	☐		
	(3) 計画の見直しを行っていますか。		☐	☐		

居宅介護支援 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

5 感染症の 予防及びまん延防止の ための措置	(1)	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。	居宅基準第21 条の2	☐	☐			
	(2)	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。		☐	☐			
	(3)	事業所において担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。（年1回以上）		☐	☐			
6 秘密保持 等	(1)	個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ていますか。	居宅基準第23 条	☐	☐			
	(2)	退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約していますか。		☐	☐			
7 広告	(1)	広告は虚偽又は誇大となっていないですか。	居宅基準第24 条	☐	☐	☐		
8 苦情処理	(1)	苦情受付の窓口がありますか。 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	居宅基準第26 条	☐	☐			
	(2)	苦情の受付、内容等を記録、保管していますか。		☐	☐		☐	
	(3)	苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っていますか。		☐	☐		☐	
9 事故発生 時の対応	(1)	事故が発生した場合の対応方法は定まっていますか。	居宅基準第27 条	☐	☐	☐		
	(2)	市町村、家族等に報告していますか。		☐	☐	☐		
	(3)	事故状況、対応経過が記録されていますか。 → 事故事例の有無：有・無		☐	☐	☐		
	(4)	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じていますか。 → 損害賠償保険への加入：有・無		☐	☐	☐		
	(5)	再発防止のための取組を行っていますか。		☐	☐	☐		
10 虐待の防 止	(1)	虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、担当職員に周知していますか。 委員会設置の有無（有・無） 開催頻度：年回	居宅基準第27 条の2	☐	☐			
	(2)	虐待の発生・再発防止の指針を整備していますか。		☐	☐			
	(3)	介護支援専門員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施していますか。（年1回以上） 研修実施の有無（有・無） 研修の開催頻度：年回		☐	☐			
	(4)	上記の措置を適切に実施するための担当者を設置していますか。 担当者氏名： 職名：		☐	☐			

居宅介護支援 自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

11 掲示	(1)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	居宅基準第22条	☐	☐		
	(2)	重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記（１）による掲示に代えていますか。		☐	☐	☐	
	(3)	重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		☐	☐		

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果		
居宅介護支援費（Ⅰ）	当該事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者をいう。）の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた利用者（平成24年厚生労働省告示第120号に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）の数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により、該当区分を適用しているか。 ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、（一）を算定する。□	☐	該当	
居宅介護支援費（Ⅱ）	情報処理システム（「ケアブランデータ連携システム」）の利用と事務職員の配置を行っており、市に届出を行っているか。 ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、（一）を算定する。□	☐	該当	
運営基準減算	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ている。	☐		
		☐	未実施	
	【アセスメント】居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族への面接の実施	☐	未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、サービス担当者会議の開催等	☐	未開催	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	☐	未交付	
	居宅サービス計画を新規に作成した場合のサービス担当者会議等の開催	☐	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	☐	未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合のサービス担当者会議等の開催	☐	未開催	
	モニタリングの実施に当たって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施（特段の事情がない限り）	☐	未実施	
	モニタリングの結果の記録	☐	1ヶ月以上未実施	
	運営基準減算が2月以上継続していない	☐	該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない	☐	未整備	
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐	未実施	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	☐	未実施	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない	☐	未実施	
	当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	☐	未実施	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント （所定単位数の95％を算定）	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者	☐	該当	
	指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者	☐	該当	
特別地域居宅介護支援加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する居宅介護支援事業所	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存	☐		
	① 判定期間における居宅サービス計画の総数	☐	作成及び保存	
	② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	☐	作成及び保存	
	③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	☐	作成及び保存	
	④ 算定方法で計算した割合	☐	作成及び保存	
	⑤ 算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	☐	作成及び保存	
	判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	☐	80/100以上	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	☐	該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	☐	該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	☐	該当	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院した日のうちに情報提供 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	☐	あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定	☐	なし	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	☐	算定されていない	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院した日の翌日又は翌々日以内の情報提供 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	☐	あり	
	同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定	☐	なし	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	☐	算定されていない	

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果		
退院・退所加算（Ⅰ）イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐	算定されていない	
	初回加算	☐	算定されていない	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐	算定されていない	
	初回加算	☐	算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐	算定されていない	
	初回加算	☐	算定されていない	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐	算定されていない	
	初回加算	☐	算定されていない	
退院・退所加算（Ⅲ）	退院・退所にあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	☐	該当	
	入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）の算定	☐	算定されていない	
	初回加算	☐	算定されていない	
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席	☐	あり	
	医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	☐	あり	
	居宅サービス計画に記録	☐	あり	
	同月に通院時情報連携の算定	☐	算定されていない	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	☐	実施	
	月の算定回数	☐	2回以下	
	カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	☐	あり	
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	☐	あり	
	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問	☐	2日以上	
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録	☐	あり	
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録	☐	あり	
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法の記録	☐	あり	
	他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	☐	なし	

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催（概ね週1回以上）	☐	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐	確保	
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合	☐	4割以上	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	☐	参加	
	特定事業所集中減算	☐	未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐	45名未満	
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	☐	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等	☐	実施	
	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	☐	作成	
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催（概ね週1回以上）	☐	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐	確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	☐	参加	
	特定事業所集中減算	☐	未適用	
	支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐	50名未満	
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	☐	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	☐	実施	
	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	☐	作成	

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）2名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催（概ね週1回以上）	☐	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐	確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	☐	参加	
	特定事業所集中減算	☐	未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐	45名未満	
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	☐	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等	☐	実施	
	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	☐	作成	
特定事業所加算(A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）1名以上 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	☐	配置	
	専従の介護支援専門員を常勤換算方法で1以上	☐	配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催（概ね週1回以上）	☐	開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※ 他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐	確保	
	事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） ※ 他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐	実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供	
	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	☐	参加	
	特定事業所集中減算	☐	未適用	
	介護支援専門員1人当たりの指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数	☐	45名未満	
	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用） ※ 他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐	確保	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等 ※ 他の同一の居宅介護支援事業所との連携可	☐	実施	
	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	☐	作成	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計	☐	35回以上	
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定数	☐	15回以上	
	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の算定	☐	あり	